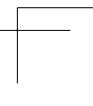
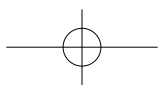
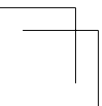
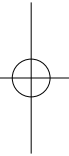
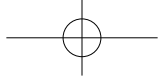
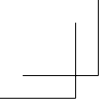


Q&A 教育資金一括贈与の特例

—財産の三世代間継承に向けてⅡ—

税理士 塩野入 文雄 税理士 鈴木 雅博【共著】

法令出版



はしがき

本書は、平成 25 年度税制改正により創設された「教育資金一括贈与の特例」（措法 §70 の 2 の 2：直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）について、60 問の質疑応答により構成した概説書です。

『よく学び、よく遊べ』とは、至言であると筆者には思われます。

一方、社会経済の急速かつ大きな変化によって、「教育」も、その重要性等が従来以上に増幅されているところです。

「教育」のあり方の如何は、教育を受ける個々人にとっても、また、ひいては、家族や社会・国にとっても、その基幹的な「礎」となるものと考えられます。したがって、「税制」と同様に、「教育」を巡っても、それぞれの論者によって、様々な考え方、あるべき姿に関する意見等があるところです。

平成 25 年度税制改正により創設された本特例は、税制が、「教育」というものを正面に見据えた新たな制度であるといえます。

平成 25 年 4 月から施行された本特例に対応した商品は、信託銀行による「教育資金贈与信託」を中心として、顧客（納税者）に対して提供されているところですが、既に、大手信託銀行 4 行の実績として、4 月の販売開始から 2 か月半で、約 1,000 億円を突破する実績が出ているようです（平成 25.6.13 日本経済新聞・朝刊）。

このように早期の立ち上がりが見られるこの新制度については、様々な「評価」があると筆者も認識していますが、税理士等を中心とした実務家の多くの間では、取扱金融機関マターでの対応案件（商品）などとして、また、一般的な税務申告等とは異なり、税理士等が関与する場面が少ない実情にあることなどから、他の税制改正事項に比べ、必ずしも強い関心が

寄せられていない一面があるように思われます。

しかしながら、本特例は、税の範疇にあるものであることは論を待たないところであり、また、納税者自身が相当な関心を寄せていることから、本特例の税務処理に関して、その内容等を的確に承知しておく必要があると考えられます。

特に、この特例は、万一、贈与税の課税が生じる場合、その具体的な課税時期が、最長30年先になり得るなどの特色を有しているものであることから、相続税に及ぼす影響などとともに、『先を見据えた対応』が求められているものと考えます。

このような意味において、本書が、教育資金の一括贈与を検討、実行等する際における読者の一助となることを願っております。

なお、本書の刊行に当たって、校正に携わっていただいた株式会社青山財産ネットワークス 御代田 大輔氏に感謝を申し上げます。

平成25年7月

執筆者を代表して 塩野入 文雄

本書の構成等について

1 本書は、次表の構成によっています。

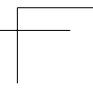
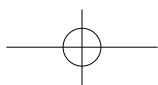
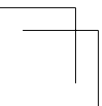
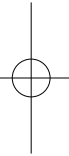
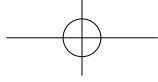
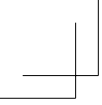
なお、Ⅱ～Ⅳは、この非課税特例の「段階」ごとの適用要件などに沿った記述となっています。

項番等	内容の概略
Ⅰ 概説	制度創設の趣旨、特例の全体像（概観）、平成 25 年度税制改正における贈与税（相続税）の改正のあらまし
Ⅱ 入口（実行）段階	教育資金の一括贈与を実行する際の特例適用要件等
Ⅲ 期間中（支払・充当中）	教育資金の意義（範囲）、取扱金融機関からの払出し、領収書等の提出など
Ⅳ 出口（終了）段階	教育資金管理契約の終了段階における税務処理（贈与税課税の方法等）
Ⅴ 若干の実践的視点から	一括贈与を実行した場合の税効果や法務との接点など
参考資料〔関係条文等〕	措置法などの関係条文等を取りまとめて掲載

2 平成 25 年 7 月 10 日現在の法令等（公表されている情報等）に基づいて記述しています。

なお、法令等の略称は、一般的に使用されているものによっています。

(以上)



目次

I 概説

1 概観	2
問1 (2)	
1. あらまし (3)	
2. 適用期間等（贈与の可能期間等） (4)	
3. 相続税法の非課税規定との関係等 (5)	
2 制度の目的（趣旨）等	6
問2 (6)	
1. 成長力強化（経済対策）としての措置 (6)	
2. 相続財産の縮減効果 (6)	
3. 評価 (7)	
3 相続税法の非課税規定との関係	13
問3 (13)	
1. 相続税法の規定 (13)	
2. 具体的な取扱い (14)	
4 関係規定等	18
問4 (18)	

5 特例適用要件の構成（概要）	20
⑤ 5 (20)	
1. 概 要 (20)	
2. 納税者の視点から (21)	
6 措置法 § 70 の 2 の 2 の規定内容	24
⑥ 6 (24)	
7 その他	26
1) 贈与税関係の平成 25 年度税制改正	26
⑦ 7 (26)	
1. 直系尊属から贈与を受けた場合の 贈与税の税率特例の創設（措法 § 70 の 2 の 4） (26)	
2. 一般（本則）税率の改正（相法 § 21 の 7） (26)	
3. 相続時精算課税の適用要件の緩和 （相法 § 21 の 9 ・措法 § 70 の 2 の 5） (28)	
4. 教育資金の一括贈与に係る非課税特例の創設 （措法 § 70 の 2 の 2） (28)	
5. 非上場株式等の納税猶予の適用要件の緩和等 （措法 § 70 の 7） (28)	
6. 特定障害者扶養信託の受贈者（受益者）の追加 （相法 § 21 の 4） (29)	
7. 課税範囲の見直し（納税義務者の態様等の見直し） （相法 § 1 の 4 二） (30)	
2) 贈与税の課税方式等の体系	31
⑧ 8 (31)	
〔参考〕 相続税関係の改正事項（概略）	34

Ⅱ 入口（実行）段階

1 贈与の当事者	40
1) 贈与者・受贈者	40
問9 (40)	
○基本的要件 (40)	
2) 海外在住の孫に対する贈与	45
問10 (45)	
1. 非居住者に対する贈与税課税 (45)	
2. 課税対象範囲(対象者等)の拡大〔平成25年度税制改正〕 (46)	
3) 国外の預金等による贈与の実行	50
問11 (50)	
4) 取扱金融機関	51
問12 (51)	
1. 基本的事項 (51)	
2. 取扱金融機関の種別 (52)	
3. 国内所在の営業所等 (53)	
2 贈与の実行方法等	54
1) 概要	54
問13 (54)	
1. 取扱金融機関の種別に応じた実行方法 (54)	
2. 払出し方式の「選択」 (55)	
3. 複数回の贈与の実行 (56)	
2) 取扱金融機関別の実行方法	58
問14 (58)	
1. 信託会社 (58)	
2. 銀行等 (59)	

3. 金融商品取引業者 (60)	
3) 贈与対象となる財産(「金銭等」の意義).....	61
問15 (61)	
1. 基本的事項 (61)	
2. 銀行等における贈与財産 (62)	
3. 金融商品取業者における贈与財産 (62)	
4. 信託会社における贈与財産 (63)	
4) 贈与契約締結の要否に関する相違.....	65
問16 (65)	
1. 信託行為(契約)の特徴等 (65)	
2. 贈与事実の確認 (66)	
5) 受贈者が未成年である場合の対応.....	68
問17 (68)	
1. 書面による贈与(贈与契約書) (68)	
2. 教育資金管理契約の締結 (69)	
3. 信託会社における手続 (70)	
4. 教育資金非課税申告書 (70)	
6) 教育資金管理契約の要件.....	71
問18 (71)	
1. 信託会社(信託銀行) (71)	
2. 銀行等 (72)	
3. 金融商品取引業者 (72)	
7) 取扱金融機関における運用資産.....	73
問19 (73)	
8) 株式等による運用(購入等).....	74
問20 (74)	
1. 基本的事項 (74)	
2. 株価と贈与税の課税対象 (74)	

3 税務手続等	77
1) 非課税申告書の提出.....	77
⑩ 21 (77)	
1. 非課税申告書 (77)	
2. 添付書類 (77)	
2) 非課税申告書を2通提出した場合の処理.....	81
⑩ 22	81
1. 基本的事項 (81)	
2. 実際的な問題等 (82)	
3) 非課税限度額を超過した贈与.....	84
⑩ 23 (84)	
1. 基本的事項 (84)	
2. 具体的留意事項 (85)	

Ⅲ 期間中（支払・充当中）

1 「教育資金」の意義	90
⑩ 24 (90)	
1. 基本的事項 (90)	
2. 非課税額（限度額） (91)	
3. 贈与の実行額の検討 (92)	
2 「学校等」・「学校等以外の者」の意義など	94
⑩ 25 (94)	

3 教育資金の具体的範囲	98
1) 概観	98
問 26 (98)	
1. 基本的事項 (98)	
2. 文科省告示による定め (98)	
3. 留意点 (101)	
2) 物品購入費等	104
A 概要	104
問 27 (104)	
1. 物品購入等 A・C (104)	
2. 物品購入等 B (104)	
B 学校等による購入依頼など	106
問 28 (106)	
C 部活動等関係	108
問 29 (108)	
3) その他	110
A 社会人に対する適用	110
問 30 (110)	
1. 基本的事項 (110)	
2. 具体的留意事項 (112)	
B 教育資金に該当しないもの	114
問 31 (114)	
4 取扱金融機関への領収書等の提出	116
1) 概要	116
問 32 (116)	
1. 基本的事項 (116)	
2. 払出し方式に関する整理 (118)	
3. 取扱金融機関における事務処理 (対応) (120)	

2) 払出し方式の相違点	122
問 33 (122)	
1. 事後払出し方式 (措法 §71 の 2 の 2 ⑦一)	(122)
2. その他払出し方式 (措法 §71 の 2 の 2 ⑦二)	(123)
3) 払出し方式の長所・短所	125
問 34 (125)	
1. 事後払出し方式	(125)
2. その他払出し方式	(125)
4) 領収書等への記載事項	127
問 35 (127)	
1. 基本的事項	(127)
2. 具体的事項	(127)
3. 外国の教育施設の領収書	(129)
5) 振込やクレジット払いなどの場合における対応	131
問 36 (131)	
5 取扱金融機関における「記録」等	133
1) 基本的事項	133
問 37 (133)	
1. 原則的処理	(133)
2. その他の記録処理	(134)
3. 取扱金融機関における保存義務	(135)
2) その他払出し方式における「記録」方法等	136
A 年分計算 (算定)	136
問 38 (136)	
1. 基本的事項	(136)
2. 具体的処理 (計算)	(137)
B 非課税限度額に関する判定	140
問 39 (140)	

6	その他(期間中における贈与者の死亡)	141
問 40	(141)	
1.	基本的事項 (141)	
2.	加算対象となるケース (142)	

IV 出口(終了)段階

1	概 観	144
問 41	(144)	
1.	基本的事項 (144)	
2.	関連するQ & Aの構成 (146)	
2	教育資金管理契約が終了する日	147
問 42	(147)	
1.	3つの事由(態様) (147)	
2.	「残高0」について (148)	
3.	取扱金融機関による法定調書の提出 (149)	
3	「残額」(贈与税の課税対象額)	150
1)	概 要	150
問 43	(150)	
1.	課税対象額の計算定方法 (150)	
2.	運用益等について (151)	
3.	受贈者が死亡した場合 (152)	
2)	預金残高などが0でも「残額」が生じるケース	153
問 44	(153)	

1. 前提整理	(153)
2. 具体的説明	(153)
3) 非課税限度額の充当方法	155
問 45	(155)
1. 「事後払出し方式」によっている場合	(155)
2. 「その他払出し方式」によっている場合	(158)
4 みなし規定	159
1) 基本的な処理方法	159
問 46	(159)
1. みなし規定	(159)
2. 贈与者に関するみなし規定	(159)
3. 期間中の課税	(160)
2) 贈与者に関するみなし規定の趣旨	161
問 47	(161)
3) その他のみなし規定	162
問 48	(162)
1. 贈与税の課税価格への算入	(162)
2. 「個人」の住所判定(二号)関係	(164)
3. 検討事項	(164)
4) 贈与者のみなし規定に応じた税務処理	168
A 概要	168
問 49	(168)
1. 贈与者が生存している場合	(168)
2. 贈与者が死亡している場合	(170)
B 贈与者生存の場合の計算例	172
問 50	(172)
C 贈与者死亡の場合の計算例	174
問 51	(174)

D 贈与者が複数である場合の計算例	175
問 52 (175)	
E 税率特例	177
問 53 (177)	

V 若干の実践的視点から

1 贈与の実行額に関する検討	182
問 54 (182)	
1. 平均的学校教育費総額について	(182)
2. 大学の学生生活費などについて	(183)
2 教育資金の一括贈与による税効果	189
1) 相続税との関連	189
問 55 (189)	
2) 贈与税課税の凍結効果	194
問 56 (194)	
1. 贈与税課税の凍結効果等	(194)
2. 実践的視点から	(195)
3. 想定事例の検証(検討)	(197)
3 教育資金と教育費の範囲に関する違い	200
問 57 (200)	
1. 費目の範囲	(200)
2. 金額面	(201)
3. 平成26年度税制改正に向けて	(202)

4 法務との接点	203
1) 贈与契約等の法的有効性	203
問 58 (203)	
1. 意思無能力者とは (203)	
2. 成年後見制度とは (204)	
2) 遺留分との関係	207
問 59 (207)	
1. 遺留分とは (207)	
2. 遺留分算定の基礎となる財産とは (208)	
3) 特別受益との関係	210
問 60 (210)	
1. 特別受益とは (211)	
2. 特別受益制度の趣旨 (211)	

参考資料〔関係条文等〕

1 租税特別措置法	214
2 租税特別措置法施行令	222
3 租税特別措置法施行規則	234
4 租税特別措置法施行規則 別表(様式)	241
5 文部科学省告示第六十八号	254
6 文部科学省・厚生労働省告示第一号	257
7 措置法通達	266